

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正について

藤井寺市・大阪狭山市・熊取町・河南町との水道事業の統合に当たり、各水道事業の料金等を定めるほか、所要の改正を行う。

◆改正のポイント

1 料金等の取扱い

- 料金をはじめお客様の負担となる費用に関しては、4団体の現行の内容を引き継ぐ（一部統一するものは除く）。
- 料金、メーター使用料、加入金、手数料は、水道事業ごとに規定。

2 熊取・河南の各水道事業における料金の改定(令和4年4月から)

- 熊取町・河南町における町給水条例の議決内容を引き継ぐ。
- 町条例での規定方法に合わせて、企業団条例にも規定。

- ・本則に、令和4年4月からの「改定後」の料金を規定 ※熊取のメーター使用料は改定時に廃止
- ・附則に、経過措置として、令和4年3月までは、「改定前（現行）」の料金とすることを規定

3 既統合団体から引き継いだ規定の整理 ⇒ 可能なものから統一

- 水道施設の新設等に要する費用の負担に係る規定を統一。
 - ・給水の申込みに応えるため、配水管等の水道施設の新設や改造が必要な場合に、その費用を給水申込者に負担させることができる旨を規定
(各水道事業とも運用実態はあるが、規定の有無、内容にばらつきがあったため、統一の規定を設け、個別の規定を削除)
- 一部手数料を見直し。
 - ・証明手数料を統一（300円/件）、水道事業ごとに設けている手数料の一部を廃止 等

4 指定給水装置工事事業者の取扱い

- 指定は水道事業単位とし、附則の経過措置（みなし規定）に基づき、4団体の現行の指定を引き継ぐ。